

本書は、令和8年度税理士試験の受験科目「住民税」の受験生を対象に、計算力を合格レベルまで引き上げることを目的として作成されたものです。

過去の試験問題を分析し、出題の可能性の高い項目を中心に編集しました。基礎的な問題から応用問題まで網羅的に掲載してありますので、解いていくうちに自然と計算力がつき無理のない実力養成が可能です。

計算項目の克服なくして住民税の合格はありません。本書を何度も反復練習し皆さんの税理士試験の合格に役立ててください。

また、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（復興特別所得税）及び地方法人税法については考慮しておりません。

なお、本書は令和7年12月1日現在の施行法令に基づいて作成しております。

資格の大原 税理士講座

## Subject. I

### 合格に必要な基礎項目が充実

本書の問題は、本試験とほぼ同等の形式となっていますので、総合問題形式ならではの解答手順、解答方法を確立することができます。

この問題集の学習項目を習得することにより合格に必要な知識をマスターすることができます。

なお、解きやすくするため、個人編と法人編を分けてあります。それぞれ実力が無理なく養成されるように段階的に問題を掲載しています。

#### 本試験同様の総合問題形式

X県Y市に住所を有する甲及びその家族（甲と生計を一にし、同居を常況としている。）の令和7年中の所得等の状況は、下記の〔資料Ⅰ〕及び〔資料Ⅱ〕のとおりであり、課税に必要な事項は適切にX県及びY市に申告されている。

甲及びその家族が納付すべき令和8年度分のX県へ納める県民税及びY市へ納める市民税の額を、計算過程を明らかにしてそれぞれ算出しなさい。

なお、X県及びY市の条例においては、所得割及び均等割とも標準税率を採用しているものとする。また、Y市の条例では、市民税の納期は地方税法で定める月の末日、地方税法施行令第47条の3に規定する条例で定める基本額は35万円、条例で定める加算額は21万円としており、均等割の軽減措置についての規定はない。

〔資料Ⅰ〕

# Subject.2

## 時間・得点を意識した練習が可能

本書の問題には制限時間が付されていますので、本試験と同様に解答時間を意識した演習を行うことができます。また、模範解答、解説が付されていますので、自己採点により、自己の学習状況を分析し、弱点の把握・強化をすることができます。

### 問題 4

解答時間を意識して  
解答しよう！

[総合問題No. 4]

(制限時間50分)

### 問題 4 解答

第 1 期

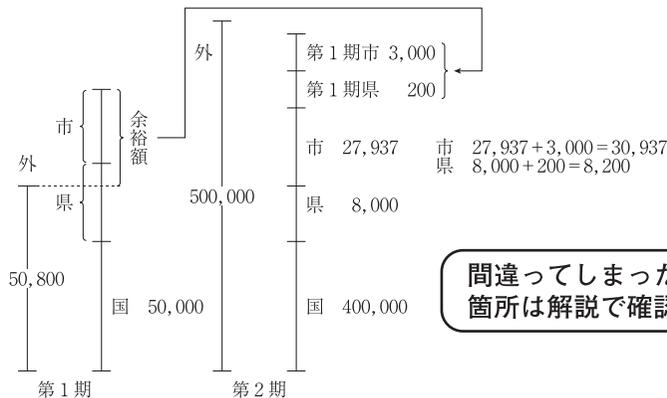
解答後は自己採点を！

I	課税標準額	430,000② (千円未満切捨)			
II	分割課税標準額		(1) 分割基準の総数		
	市町村民税				
	x 市	286,000	A 県 x 市 (本店)	$\frac{10}{3}$ 人②	
	y 市	143,000	y 市 (支店)	$15 \times \frac{1}{3} = 5$ 人②	総計15人
			(2) 1人当たりの分割課税標準額		

#### 【解説】

1. 設立初年度の本問の場合の法人税額の課税標準の算定期間は、8月9日から10月31日までの3ヶ月(切上げ)である。従って、y市(支店)は「 $\frac{1(\text{所在月数})}{3(\text{課税標準の算定期間月数})}$ 」となる。
2. A県は、法人税割の税率が制限税率のため2%を使い外国税額控除限度額を算定する。全体の流れは以下の図のとおりである。第2期では、県民税の計算過程で、市民税を含めた控除額を算出する必要がある。

外国税額控除



## Point. I

---

### 解答上の注意点

- ① 最後まで問題を読んでから、解答して下さい。
- ② 間違った問題は、なぜ間違ったか必ずチェックしておいて下さい。
- ③ 独学の方は、あせらず、たっぷりと時間をかけて勉強して下さい。
- ④ 何回も反復練習して下さい。結果をチェック欄へ記入して下さい。
- ⑤ まとめとなる総合問題には、採点基準をつけてあります。目標点をクリアーできるように頑張ってください。
- ⑥ 制限時間内を目標としましょう。  
なお、答案用紙はございません。白紙の用紙をご用意いただき、各問題の指示に従って解答してください。

## Point.2

### 解答用紙の利用方法

「解答用紙」は白紙の用紙をご用意してお使いください。なお、以前まで使用しておりました解答用紙（A4サイズ・罫線付）は、資格の大原書籍販売サイト 大原ブックストア内の「解答用紙DLサービス」よりダウンロードすることも可能です。

<https://www.o-harabook.jp/>  
資格の大原書籍販売サイト 大原ブックストア

## Point.3

### 資格の大原書籍販売サイト 大原ブックストアをチェック！

**解答用紙・チェックリストがダウンロードできる！**

印刷して、解き直しやチェックリストにご利用いただけます。  
※一部の教材を除く

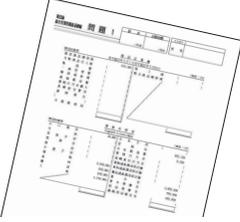
**1** トップページから「解答用紙DLサービス」  
→「ダウンロードはこちら」をクリック



**2** 「税理士」からダウンロードする  
書籍名をクリック



**3** 印刷



**法令等の改正に対応！**

改正時には、大原ブックストアで本書掲載内容に関する法改正に伴う修正を公開します。  
改正後の問題や解答をいち早くキャッチできます！！  
また、細心の注意を払って作成しておりますが、  
万が一、訂正が生じた場合には正誤表も合わせて掲載いたします。

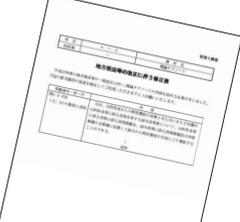
**1** トップページから「トピックス(改正・正誤情報)」  
→「最新情報を見る」をクリック



**2** 「税理士」の項目から書籍名を確認して、  
【改正表】をクリック



**3** 印刷できます



## 個人住民税編

### 総合編

問題	時間	難易度	内 容	問題頁	解答頁	チェック欄		
1	40分	A	総合問題No.1	4	56			
2	50分	A	総合問題No.2	8	61			
3	60分	B	総合問題No.3	10	65			
4	60分	B	総合問題No.4	12	68			
5	70分	B	総合問題No.5	14	72			
6	65分	C	総合問題No.6	16	77			
7	60分	C	総合問題No.7	20	82			
8	70分	B	総合問題No.8	24	87			
9	60分	B	総合問題No.9	28	93			
10	70分	C	総合問題No.10	30	97			

# 法人住民税編

## 個別編

問題	時間	難易度	内 容	問題頁	解答頁	チェック欄		
1	5分	A	課税標準となる法人税額の算定	34	104			
2	5分	A	均等割額の算定	36	105			
3	35分	A	法人税割の算定	37	106			
4	10分	A	非分割法人の税額計算	38	109			
5	10分	A	分割基準の算定(1)	39	110			
6	20分	A	分割基準の算定(2)	40	112			
7	30分	A	分割法人の計算 - 計算手順 -	41	114			
8	20分	A	外国税額控除(1) - 標準税率方式 (非分割) -	42	116			
9	25分	A	外国税額控除(2) - 実際税率方式 (非分割) -	43	117			
10	25分	A	外国税額控除(3) - 実際税率方式 (分割) -	44	118			

## 総合編

問題	時間	難易度	内 容	問題頁	解答頁	チェック欄		
1	40分	B	総合問題No.1	46	122			
2	40分	B	総合問題No.2	47	124			
3	50分	C	総合問題No.3	48	126			
4	50分	C	総合問題No.4	50	129			

---

# 問 題 編

---

---

# 個人住民税編

---

---

## 総合編

# 問題 1

## 〔総合問題No. 1〕

(制限時間40分)

A県B市に住所を有する甲及びその家族の令和7年中の所得等の状況は、下記〔資料Ⅰ〕及び〔資料Ⅱ〕のとおりであり、課税に必要な事項は適切にA県B市に申告されている。

甲、長男及び長女が納付すべき令和8年度分の道府県民税及び市町村民税の額を、計算過程を明らかにしてそれぞれ算出なさい。ただし、調整控除については指示されたものを用いること。

なお、均等割及び所得割の税率は、標準税率を採用しているものとする。

〔資料Ⅰ〕 甲（昭和36年1月25日生）の所得等の状況

(1) 配当所得に関する資料

Y株式会社（内国法人、非上場）からの株式配当金 150,000円

(2) 事業所得の金額に関する資料

① 物品の売買から生ずる事業所得の金額 10,150,000円(総収入金額) - 5,000,000円  
(必要経費) = 5,150,000円

なお、必要経費の中には、青色事業専従者である長男に対して支払った給与1,380,000円が含まれている。事務所は、A県C町にある。

② 不動産の売買から生ずる事業所得の金額 5,600,000円

(3) 不動産所得に係る収入金額等の明細

(単位：円)

区 分	収 入 金 額		必 要 経 費	
	収 入 金 額 の 種 別	収入金額	取得に係る負債の利子	そ の 他
d 土地	権利金（賃貸期間5年）	0	—	—
	地代（月額20万円、12か月分）	2,400,000	2,500,000	500,000
e 家屋	家賃（年額）	6,200,000	1,500,000	2,050,000

※ 青色申告特別控除（650,000円）控除前である。

(4) 譲渡所得に係る収入金額等の明細

(単位：円)

区 分	取得年月日	譲渡年月日	収入金額	取得費	譲渡費用	譲渡先
f 土地	H20. 4. 16	R 7. 5. 4	45,000,000	20,500,000	100,000	個人
家 屋	R 3. 7. 3	R 7. 5. 4	25,000,000	12,000,000	80,000	個人
g 土地	H24. 9. 15	R 7. 4. 28	12,000,000	7,000,000	52,000	国
h 土地	R 4. 5. 10	R 7. 4. 20	60,000,000	19,000,000	1,000,000	国

- (注) 1 所得税の確定申告において、f 土地及び家屋の譲渡は、居住用の家屋及びその敷地の譲渡である旨が証明されており、また、租特法35と記載されている。
- 2 すべての資産の取得費については、甲によって証明されている。
- 3 所得税の確定申告において、g 土地は優良住宅地等のための譲渡である旨が証明されており、また、租特法31の2と記載されている。
- 4 所得税の確定申告において、h 土地は土地区画整理法による土地区画整理事業の用に供するため、国が買い取った旨が証明されており、また、租特法34と記載されている。

- (5) 株式等（上場していない）に係る譲渡所得の金額 1,000,000円
- (6) 上記の他次のような収入があった。
- ① 厚生年金保険法に基づく年金収入 2,100,000円
- ② 原稿料収入 1,430,000円（これに係る経費600,000円）
- (7) 支払社会保険料 714,000円
- (8) 支払長期損害保険料（平成18年締結の契約に係るもの） 95,000円  
うち35,000円は上記に付帯する地震保険料である。
- (9) 居住用財産の屋根の雪おろし費用及びその住宅の外周の雪の取り除き費用 482,500円
- (10) 調整控除 適用なし

〔資料Ⅱ〕 甲と生計を一にする同居の家族の所得等の状況

- (1) 甲の長男（平成12年5月30日生）
- ① 前年中の所得は、上記〔資料Ⅰ〕(2)の給与のみである。
- ② 調整控除額 道府県民税 1,000円  
市町村民税 1,500円

(2) 甲の長女（平成10年3月17日生）

① 給与所得の金額	2,515,000円
② 山林所得の金額	500,000円
③ 給与から控除された社会保険料	60,100円
④ 調整控除額 道府県民税	1,000円
市町村民税	1,500円

(3) 甲の母（昭和16年11月4日生）

- ・ 障害者手帳に3級と記載されている。
- ・ 所得はない。
- ・ 甲の確定申告書において、甲の扶養親族とされている。

---

# 解 答 編

---

---

# 個人住民税編

---

---

## 総合編



Ⅲ 所得控除額		
社会保険料控除	60,100	
基礎控除	<u>430,000</u>	
計	490,100	
Ⅳ 課税所得金額 (千円未満切捨)		
課税総所得金額	2,024,000	$2,515,000 - 490,100 = 2,024,000$
課税山林所得金額	500,000	
Ⅴ 納付税額		
道府県民税		(1) 均等割 1,000
A 県	<u>100,900</u> ②	(2) 所得割
		① 課総・課山 $2,024,000 + 500,000 = 2,524,000$ $2,524,000 \times 4\% = 100,960$
		② 調整控除 1,000
		③ ① - ② = 99,960 → 99,900
		(3) (1) + (2) = 100,900
市町村民税		(1) 均等割 3,000
B 市	<u>152,900</u> ②	(2) 所得割
		① 課総・課山 $2,524,000 \times 6\% = 151,440$
		② 調整控除 1,500
		③ ① - ② = 149,940 → 149,900
		(3) (1) + (2) = 152,900
甲		
Ⅰ 各種所得の金額		
配当所得	<u>150,000</u> ②	
不動産所得	<u>1,400,000</u> ②	$(2,400,000 + 6,200,000) - (2,500,000 + 1,500,000 + 500,000 + 2,050,000) - 650,000$ ② = 1,400,000
事業所得	<u>10,750,000</u> ②	$5,150,000 + 5,600,000 = 10,750,000$
譲渡所得		土地等・建物等
分離短期	<u>52,920,000</u> ②	譲渡損益
分離長期	<u>29,348,000</u> ②	分短
一般株式分離	1,000,000	(1) 家屋 $25,000,000 - (12,000,000 + 80,000) = 12,920,000$ (居住用)
		(2) h 土地 $60,000,000 - (19,000,000 + 1,000,000) = 40,000,000$ (土地区画)
		(3) (1) + (2) = 52,920,000

分長

$$(1) \quad f \text{ 土地} \quad 45,000,000 - (20,500,000 + 100,000) \\ = 24,400,000 \text{ (居住用)}$$

$$(2) \quad g \text{ 土地} \quad 12,000,000 - (7,000,000 + 52,000) \\ = 4,948,000 \text{ (優良)}$$

$$(3) \quad (1) + (2) = 29,348,000$$

---

一般株式等 1,000,000

雑所得 2,330,000

(1) 公的年金等

$$\textcircled{1} \quad \text{収入金額} \quad 2,100,000$$

$$\textcircled{2} \quad \text{公的年金等控除額}$$

$$\textcircled{1} \times 25\% + 75,000 = 600,000$$

$$\textcircled{3} \quad \textcircled{1} - \textcircled{2} = \underline{1,500,000\textcircled{2}}$$

(2) 公的年金等以外

$$1,430,000 - 600,000 = \underline{830,000\textcircled{2}}$$

$$(3) \quad (1) + (2) = 2,330,000$$

## II 課税標準

総所得金額 14,630,000

$$150,000 + 1,400,000 + 10,750,000 + 2,330,000 = 14,630,000$$

短期譲渡所得の金額 52,920,000

長期譲渡所得の金額 29,348,000

一般株式等に係る  
譲渡所得等の金額 1,000,000

---

計 97,898,000

## III 所得控除額

雑損控除

432,500②

$$(1) \quad 482,500 - 97,898,000 \times \frac{1}{10} < 0 \quad \therefore \underline{0\textcircled{2}}$$

$$(2) \quad 482,500 - 50,000 = 432,500$$

$$(3) \quad (1) < (2) \quad \therefore 432,500$$

社会保険料控除 714,000

地震保険料控除

17,500②

$$(1) \quad 35,000 \times \frac{1}{2} = 17,500$$

$$(2) \quad 95,000 - 35,000 = 60,000 > 15,000 \quad \therefore \underline{10,000\textcircled{2}}$$

$$(3) \quad (1) > (2) \quad \therefore 17,500$$

障害者控除

260,000②

扶養控除

450,000②

基礎控除

0②

---

計 1,874,000

IV 課税所得金額 (千円未満切捨)

課税総所得金額	12,756,000	(1) 課総	
課税短期譲渡所得金額	20,000,000		$14,630,000 - 1,874,000 = 12,756,000$
課税長期譲渡所得金額	12,268,000	(2) 課短	
一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額	1,000,000	① 一般	$12,920,000 - 12,920,000 = 0$
			(注) $12,920,000 < 30,000,000 \therefore 12,920,000$
		② 軽減	$40,000,000 - 20,000,000 = 20,000,000$
		③	$① + ② = 20,000,000$
		(3) 課長	
		① 一般	$24,400,000 - (30,000,000 - 12,920,000) = 7,320,000$
		② 優良	$4,948,000$
		③	$① + ② = 12,268,000$

V 納付税額

道府県民税		(1) 均等割	$1,000 + 1,000 = 2,000$
A 県	<u>1,156,900</u> ②	(2) 所得割	
		① 課総	$12,756,000 \times 4\% = 510,240$
		② 課短	$20,000,000 \times \underline{2\%}② = 400,000$
		③ 課長	
		(イ) 一般	$7,320,000 \times \underline{2\%}② = 146,400$
		(ロ) 優良	$4,948,000 \times \underline{1.6\%}② = 79,168$
		(ハ) (イ)+(ロ)	$= 225,568$
		④ 一般課株	$1,000,000 \times \underline{2\%}② = 20,000$
		⑤ 配当控除	$12,756,000 + 20,000,000 + 12,268,000 + 1,000,000 > 10,000,000$ $150,000 \times \underline{0.6\%}② = 900$
		⑥	$① + ② + ③ + ④ - ⑤ = 1,154,908 \rightarrow 1,154,900$
		(3) (1)+(2)	$= 1,156,900$
市町村民税		(1) 均等割	3,000
B 市	<u>1,735,500</u> ②	(2) 所得割	
		① 課総	$12,756,000 \times 6\% = 765,360$
		② 課短	$20,000,000 \times \underline{3\%}② = 600,000$
		③ 課長	
		(イ) 一般	$7,320,000 \times 3\% = 219,600$
		(ロ) 優良	$4,948,000 \times \underline{2.4\%}② = 118,752$
		(ハ) (イ)+(ロ)	$= 338,352$

④ 一般課株  $1,000,000 \times 3\% = 30,000$

⑤ 配当控除  $150,000 \times 0.8\% = 1,200$

⑥  $① + ② + ③ + ④ - ⑤ = 1,732,512 \rightarrow 1,732,500$

(3)  $① + ② = 1,735,500$

C 町 3,000② 均等割

配点基準  $2 \times 30 = 60$ 点 (目標50点)